

青森県報

第千九百六号

平成十三年八月十日(金曜日)

目次

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……一
- 介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………(同) ……二
- 農業改良資金の貸付けに係る償還金の収納事務の委託の一
部改正……………(構造政策課) ……二
- 家畜人工授精講習会の開催……………(畜産課) ……二
- 過疎地域自立促進特別措置法による村道に関する工事の完
了……………(道路課) ……二
- 証紙売りさばき人の住所及び売りさばき場所の変更……………(経理課) ……三
- 公 告
- 土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定……………(農村整備課) ……三
- 出先機関
- 道路の位置の指定……………(土木事務所前) ……三
- 右 同……………(土木事務所) ……四
- 右 同……………(同) ……四
- 公安委員会
- 型式の検定適合遊技機……………(生活安全課) ……四

告 示

青森県告示第四百六十五号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十三年八月十日

青森県知事 木村 守 男

氏名又は 名称又は 名称	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ビスの種 類	居宅サービス事業を 行う事業所		指 定 年 月 日
			名 称	所 在 地	
株式会社ケ アライフ青 森	青森市卸町三 の五	訪問介護	株式会社ケ アライフ青 森 つ営業所	むつ市新町二 八の一七	平成 一三・六・六
五戸町	三戸郡五戸町字 古館二の一	訪問看護	五戸町訪問 看護ステ ーション	三戸郡五戸 町三 字沢向一七 の三	"
医療法人 高人会	八戸市大字大 久保字西ノ 平二五の 七二	訪問介護	ケアサポ ート もみじ	八戸市大字 大久保字西 ノ平二五の 七二	"
株式会社五 所川原ケ アセンター	五所川原市字 一ツ谷五五 四の一	痴呆対応 型共同生 活介護	高齢者グル ープホーム 憩いの家	五所川原市 字一ツ谷五 五四の一〇	一三・七・六

青森県告示第四百六十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成十三年八月十日

青森県知事 木村守男

指定居宅介護支援事業者	名称	名称	所在地	指 年 月 日 定
主たる事務所の所在地	株式会社ケアライフ青森	株式会社ケアライフ青森むつ営業所	むつ市新町二八の二七	平成 三・六・六
居宅介護支援事業を行う事業所	五戸町	五戸町訪問看護ステーション	三戸郡五戸町字沢向一七の三	〃

青森県告示第四百六十七号

平成十三年四月一日青森県告示第百五十一号（農業改良資金の貸付けに係る償還金の収納事務の委託）の一部を次のように改正する。

平成十三年八月十日

青森県知事 木村守男

表津軽山形農業協同組合の項を削る。

青森県告示第四百六十八号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第百二十九号）第十六条第二項の規定により家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催するので、青森県家畜人工授精講習会等開催要綱（昭和五十六年十二月青森県告示第百五十七号）第二条第二項の規定により告示する。

示す。

平成十三年八月十日

青森県知事 木村守男

一 開催期間

平成十三年九月十日から同年十月四日まで（土曜日及び日曜日並びに祝日を除く。）

二 開催場所

青森県宮農大（上北郡七戸町）及び青森県肉用牛開発公社繁殖牧場（上北郡横浜町）

三 講習人員

三十人以内（ただし、豚については十人以内）

四 対象家畜

牛及び豚

五 受講申請手続

受講希望者は、受講願書に關係書類を添えて平成十三年八月二十四日までに所轄の家畜保健衛生所長に提出すること。

六 その他

1 受講願書の用紙は、青森県農林水産部畜産課及び所轄の家畜保健衛生所で交付する。

2 その他詳細については、青森県農林水産部畜産課又は所轄の家畜保健衛生所に問い合わせること。

青森県告示第四百六十九号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条第一項の規定により行った次の村道に関する工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）第七条第二項後段の規定により告示する。

平成十三年八月十日

青森県知事 木村守男

路線名	工 事 区 間	工事の種類	工事の 完了の日
島守是川線	三戸郡南郷村大字島守字内山四の五か ら 三戸郡南郷村大字島守字帳塚九の三ま で	改築（道路改良） （道路改	平成 三・七・四

青森県告示第四百七十号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所及び売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十三年八月十日

青森県知事 木 村 守 男

一 売りさばき人の住所及び名称

五所川原市大字野里字奥野一〇〇

ごしよがわら市農業協同組合

二 変更内容

1 変更前の住所及び売りさばき場所

住 所 五所川原市字岩木町一二

売りさばき場所 五所川原市字岩木町一二

2 変更後の住所及び売りさばき場所

住 所 五所川原市大字野里字奥野一〇〇

売りさばき場所 五所川原市字川端町一一の七

公 告

土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、廻堰大溜池土地改良区に係る土地改良事業計画の変

更認可の申請を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十三年八月十日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

1 土地改良事業計画書の写し

2 定款の写し

二 縦覧の期間

平成十三年八月十三日から同年九月七日まで

三 縦覧の場所

鶴田町役場

柏村役場

出 先 機 関

弘前土木事務所告示第三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、弘前土木事務所及び黒石市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十三年八月十日

弘前土木事務所長 田 中 日出興

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
黒石市青山八八の四、八 八の七及び八八の九	五八・三二メートル	六・〇〇メートル	平成 三・七・九

同 右	同 右	同 右	ぱちんこ遊技機	同 右	同 右	同 右	同 右	同 右
スーパードEX麻雀MJ	GPR ファイバーワイドパワフル	CR ハムスターハウスS	CR ハムスターハウス	チャレンジマン	ヘンナオジサン	バカトノ	ワイルドアットシティー	ダブルフェイス
株式会社ニューギン	株式会社三共	同 右	株式会社竹屋	岡崎産業株式会社	同 右	同 右	株式会社ダイドー	同 右